

### 3. 「公共圏」論の現状と「スポーツ公共圏」論の可能性

鬼丸 正明

#### 0. はじめに

スポーツにおける組織・物・人・情報のグローバリゼーションの中で、情報のグローバリゼーション、即ちメディア・スポーツのグローバリゼーションが現在最も進展し、スポーツ組織の盛衰、スポーツ用品の販売、スポーツ選手・指導者・観客の移動に大きな影響を与えている。「全ての文化帝国主義の中で、テレビ・スポーツが特にグローバリゼーションに適している。」

(Whannel, 1992, p.165)

広瀬の指摘するように、今日メディア・スポーツのグローバリゼーションの主体はメディア・コングロマリットである(広瀬、1997)。このコングロマリットをどう理解し、どう対抗していくかは、今日のスポーツ論とスポーツ実践の大きな課題となっている。

ここで「対抗」という時、よく提起される戦略(例えばアイヒベルク)、「グローバル」を否定して「ローカル」を称揚し、「ローカル」なもの(例えば民衆、民俗、民族、エスニシティ等々)の連帯を説くという、美しいが無力な戦略を筆者はとらない。「グローバル」には「グローバル」で対抗すること。そして、メディア・スポーツと市民がいかなる関係を築けるかという観点から「対抗」を考えていく。そしてこの対抗の戦略の核として、数年来筆者が考えているのが、「公共圏」「スポーツ公共圏」そして「グローバルなスポーツ公共圏」という概念である。

無論ここで提起される「スポーツ公共圏」や「グローバルなスポーツ公共圏」という概念は、「スポーツクラブ」や「スポーツメディア」のように現実存在し、様々な学的分析を加え得る対象としては存在していない。あくまで理論的・実践的な「可能性」として(潜在的な対象として)構想さ

れる概念である。換言すれば、スポーツ学の実証主義化に抗して、スポーツに関わる政策・教育・メディアなどのあるべき姿を問い直す規範的概念である。

この概念の構想のためには、現在の世界のスポーツがかかえる「問題」を析出すると同時に、「公共圏」に関する他の分野の研究成果を学ぶことが必要である。

本稿では、日本における「公共圏」論の現状を、主要なメディア論者の論考を中心に検討し、「スポーツ公共圏」論の可能性と課題について考える。

#### 1. 花田達朗の公共圏論

日本における「公共圏」論の代表的な論者は花田達朗である。

花田の問題意識は、日本における公共圏の不在を前提にして、それを作り上げるにはどうしたらいいか、そのためにメディアに何が必要かを考える所にある。彼は、日常性における共同性(コミュニカティブなもの)や公共圏の周辺の人々に目配りしながら、表現の自由に対する制度的保障の問題を重視し、日本の放送法・制度が大いに問題を孕んでいることを指摘して、「新しい規制原理にもとづく新しい非国家的な規制機関」の必要性を説く。

日本での公共圏形成のために花田が必要だと考えるものの中には次のものがある。

##### ① 制度的思考

「制度的思考とは、人間社会に存在する諸制度(・・・)をそのノールムとリアリティの相互関係のなかで捉えて切り離さず、その上でその制度の合理性の基準に基づいてその制度の構成員のた

めにその制度を最適に構成し、かつ変動を制御しようという思考態度のことである。」(花田、1996、125頁)

公共圏の制度的中核は、マス・メディアである。

花田は公共圏の形成のためには、メディアとりわけ放送の自由の制度的保障が重要だと述べ、憲法に保障された放送の自由を実定法で保障する必要を説く。しかし日本の「電波三法」(50年)を中心とする放送制度には大いに問題があると指摘する。

日本の放送制度の構造は次の三つの原理によって成っている。(1)ハードとソフトの一致モデルによる放送事業者の自律、(2)独立行政委員会による規制、(3)放送事業者の財源形態及び実数における複数主義(→公共・商業放送の二元的放送体制)。すなわちハード(施設)への免許付与を介しての間接的なソフト規制、これが日本の放送制度の根幹である。ここでの放送の自由とは、市民の自由でなく、あくまで放送事業者の自由であるが、これが初発から国家による間接的管理のもとにあったのだ。そして52年の電波監理委員会の廃止で早くも電波・放送行政の権限は郵政大臣、即ち国家に集中するようになり、(2)の原則は骨抜きにされた。さらに89年の放送法・電波法改正(放送衛星の開始を前提)によって放送のハードとソフトの分離(受託放送事業者と委託放送事業者の分離)がなされ、双方とも郵政大臣によって免許を与えられるようになった。これによって放送の自由は全て国家管理のもとに置かれることになった。これは違憲の疑いが大きい。

日本の放送制度は、制度の構成原理を憲法的視点から再吟味し、「新しい規制原理にもとづく新しい非国家的な規制機関」を作り出さねばならない状況にある。

この法・制度的に再構成されたマス・メディアとともにアクチュアリテート(戸坂潤)を備えたジャーナリズムの活動あってはじめて公共圏は形成されるだろうと花田は主張する。

## ② メディア公共圏に対する対抗公共圏

日本は天皇制の存在のために、ハーバーマスが論じたような公共圏は存在しなかった。今日の「公共圏」の実態として次の三点を指摘することができる。(1)公共圏の家父長制的性格、(2)資源の所有の不平等(教養資源と討議能力の格差)、(3)メディア公共圏は知名度産出装置の様相を呈しており、PR機能の舞台空間、「眼差しの公共圏」と化していること。

これらの支配的なメディア公共圏に対するオルターナティブな公共圏の可能性は「新しい社会運動」や「ネットワーキング」が産出する新しい公共圏にある。

これらの公共圏を、「草の根公共圏」(当事者公共圏、手触りの公共圏)とよぶことができる。

単なるブルジョワ公共圏 vs プロレタリア公共圏の対立では、今日の現実には捉えられなくなってきた。従来の公共圏の周辺にいた、子供、女性、高年者、ハンディキャップド・パーソンズ、ホームレス、先住民族、異邦人が今日ますます存在感を高めてきている。

「公共圏の新しい形式にチャンスがありうるのは、自然発生的な当事者公共圏と既成のメディア公共圏の弁証法を展開することに成功する場合においてのみである」(花田、1996、185頁)。

## ③ グローバルな公共圏の可能性

「今日の顕著な特色は、資本主義の市場経済原理で作動する空間、即ち経済市場のグローバルな拡大である。経済世界はひとつのシステムで支配されつつある。そのための手段として情報コミュニケーション技術が決定的に貢献していることは明らかである。しかし、そこでバランスを失って遅れをとっているのは、民主主義の市民社会原理で作動する空間即ち公共圏の成長だといわねばならない。必要なのは経済市場のグローバル化に対して公共圏のグローバル化が拮抗することである。・・・

それでは、ひとつのグローバルな公共圏はあり

うるだろうか。・・・必要なのは、公開性と共同性という、市民社会のコミュニケーションを組織する原理に支えられた自律したローカルな公共圏が確固として無数に作られ、存在することである。その政治的に機能するローカルな公共圏のグローバルな並存状態があり、またそれらがグローバルにネットワークを組むとき、グローバルな公共圏は可能となるだろう。」(花田、1996、111-2頁)

日本における公共圏形成のために必要なのは、制度的思考によって、メディアにおける自由を制度的に保障させる道を探しつつ、そのメディア公共圏と草の根公共圏との「弁証法」を展開させること、そしてその彼方にグローバルな公共圏を構想すること、そう花田は考えていると思われる。これは地域のスポーツ活動とメディア・スポーツを「公共圏」の中で「統一」的にとらえ、それによってメディア・コングロマリットに対抗するグローバルなスポーツ公共圏を構想する筆者の考えと共通する点が多い。花田はメディア公共圏と草の根公共圏の「弁証法」の内実について殆ど論じていないが、それは地域とメディアの「統一」について論じ得ていない筆者も同断である。これは理論的不備を意味するものというより、公共圏論における課題の共通性をさすものと考えたい。この「統一」の論理をいかに説得的に語るかということに「スポーツ公共圏」論の最重要の課題の一つがあると思っている。

ハーバーマスの読解から出発した花田の公共圏論は、最初から公共圏の空間的性格を強調していたが、近年においてますます空間論に傾斜している。そしてハーバーマスの規範的・過去志向的理論を批判して、H. ルフェーブルの理論(空間論・都市論)に依拠して未来志向的な理論を構築している(花田、1999)。それは空間論を介してメディア論と都市論を結びつけることにつながる。メディアと地域の統一を考える我々にとって興味深い展開といえる。

## 2. メディア・リテラシーとメディア論的实践

ハーバーマスによれば、政治的公共圏には文芸的公共圏、即ち「批評空間」が先行する。故にスポーツ公共圏の形成のためには、スポーツ批評の充実が不可欠となる。しかし今日のメディア論においては、公共圏を単なる「批評空間」に終わらせず、新たなメディアの場、メディア・コングロマリットに対抗できるようなメディアを形成する場として理解する潮流ができてつつある。その代表的な論者としてメディア・リテラシーの鈴木みどり、デジタル・メディア論の水越伸がいる。

### ① メディア・リテラシー

「メディア・リテラシーとは、市民がメディアを社会的文脈でクリティカルに分析し、評価し、メディアにアクセスし、多様な形態でコミュニケーションを創り出す力を指す。また、そのような力をめざす取り組みもメディア・リテラシーという。」(鈴木、1997、8頁)

メディア・リテラシーと呼ばれる市民・教育活動は、メディアを批判的にみる能力を高めていき、メディア情報の歪みや欠落を、メディアにアクセスして反論していこうとする活動であるが、彼らは単に批判的な「受け手」であることに充足せず、より積極的に自らオルタナティブ・メディアを作り出すことを重視している。

そこではアメリカのパブリック・アクセス運動やコミュニティ・ラジオ運動、またビデオ・ジャーナリストの活動が重要な試みとして評価されている。ここでパブリック・アクセス運動について紹介してみよう(以下(鈴木、1997)による)。

パブリック・アクセス運動とは、60年代後半から70年代前半にアメリカで起こったメディアに関する市民運動であるが、それを可能にした制度はCATVのフランチャイズ制度である。アメリカにおいてCATVは地方自治体とフランチャイズ契約を結ばない限り開局できないし、一定期間のち再契約が必要である。そのために自治体は住民

の利益になるよう CATV に様々な要求をする。アクセス・チャンネルの実現はその一つである。また、機材の利用や制作技術習得のためのワークショップの開催を要求・実現する自治体もある。

アクセス・チャンネルの利用者は、決して一部のアクティビストやビデオ・アーティストではない。ごく普通の市民が日常的に自分の考えを伝え、議論するために、表現のメディアとして CATV を使っている。

CATV のナローキャスティングの機能は、全国紙や週刊誌に対するミニコミ誌や書籍の機能に似ている。しかし、パブリック・アクセスによって作り出される場合は、動く映像や同時性などの特性からどのメディアよりも気楽に参加して、自由なコミュニケーションのできる場となっている。そのような「公共圏」は草の根民主主義に不可欠である。

パブリック・アクセスの原点はアメリカの草の根民主主義にあり、それは映像時代の表現の自由を基本的な人権として獲得しようとする「壮大な実験」であった。その運動は電子時代の民主主義の有り様と市民の役割を考える上で、大きな示唆に富んでいる。

このことは我々にも大きな示唆を与えてくれる。つまり、スポーツ公共圏の中で自らのメディアをもつと同時に、自らメディア・スポーツの実践、即ちスポーツ中継やスポーツニュース、スポーツ・ドキュメンタリーの製作能力をつけることが提起されており、これに参考となる活動が行われていることを知らせているのである。

## ② メディア論的实践

水越伸は、これからのデジタル・メディア社会で「公共圏」を生み出していくためには、花田の提起したような制度的思考と同時に、「メディア論的实践」が不可欠だとする。メディア論的实践とは、「市民が主体的にメディア表現活動に参画する、いわば小さな物語を生成し、維持し、発展させ、

それらを無数に積み重ね、結びつけ、その中から公共圏を立ち上げる試み」(水越、1999、237 頁)のことであり、具体的には、メディアを遊具としてとらえてラジオ無線機やコンピューターに夢中になった無線少年やハッカーたち、メディア・アーティスト、そして新しいメディア表現者としてのビデオ・ジャーナリストやオンライン・ジャーナリストたちの活動を指す。

そこでの公共圏は多層的なものとしてイメージされる。まず「マス・メディアのニュース報道」がある。これは新聞社、通信社、出版社、放送局などの事業体が、日刊、週刊、月刊という時間単位で定期的に行っている報道活動である。次に「ルポルタージュ/ドキュメンタリー」がある。これは通常のテレビニュース番組枠とは違う特集枠などで放送されるドキュメンタリー、あるいはドキュメンタリー映画であり、ビデオ・ジャーナリストやオンライン・ジャーナリストらの先端的な「ニュー・ジャーナリズム」の担い手たちによるものである。最後に「市民の公共的編集活動」である。これはコミュニティ新聞、ミニコミ、エスニック・メディアとしての雑誌やラジオ、草の根オンライン・ジャーナリズムである。またパソコン通信でのニュースやゴシップのフォーラム、市民サークルによる映画上映会、地域活性化のための広報活動など、ジャーナリズム以前の活動、あるいはジャーナリズムの近傍の活動も含まれる。

通常のジャーナリズム論では、知識人や富裕層によるジャーナリズムのみがとりあげられるが、大衆のうわさやゴシップ、運勢歴、殺人や死刑執行、地震や火事の物語を取り上げる「大衆ジャーナリズム」の伝統を忘れてはならない。さらに大衆ジャーナリズム以前には、庶民の口承の物語や俗謡といった日常的な営みがあったのだ。今日のインターネットでのメールのやりとりやホームページを使っての広場の形成という営みは、大衆の日常的なコミュニケーションから連続してきたものである。市民のメディア活動を考慮に入れることは、ジャーナリズムを近代以前からの大衆的コ

コミュニケーションの展開の中に、歴史的に相対化していきつかけを与える。

「メディア表現者として覚醒した市民と、ジャーナリズムという表現活動、マスメディアという組織体は、たがいに緊張関係を保ちつつも、公共的なコミュニケーション空間、公共圏を生み出すために連動しうる要因としてとらえられるべきだ。」

(水越、1999、173頁)

水越は、メディア論的实践がそれだけでは国家や巨大メディアに対抗できないこと、また逆に制度的思考が閉塞的な法理論に終始し、実際のメディア状況に何の影響も持たない傾向があることを指摘して、両者の相互作用的な関係が重要なだと主張する。

これをスポーツにひきよせて、スポーツ権を核としてスポーツの制度的保障をもとめる、スポーツにおける制度的思考と、メディア・スポーツにおけるメディア論的实践との相互作用を教唆するものとみなせば、我々の方向との共通性は明らかである。無論ここでも「相互作用」の内実については詳述されていないのだが。

鈴木と水越の間には、メディア観において少なからぬ差異が存在するが、しかし、双方ともこれからの公共圏の形成においては、「メディアをいかに観るか」という観点だけでなく、「メディアをいかに創るか」という観点も必要であることを示している点において共通しており、これはスポーツ公共圏論に豊かな地平を開いてくれる重要な観点といえる。

### 3. 「スポーツ公共圏」論の可能性

以上のような日本の公共圏論の現状から、次のような視点が必要とされてくる。①スポーツ公共圏の制度的思考、②スポーツ公共圏におけるメディア論的实践、③スポーツ公共圏のグローバリゼーション。無論、スポーツ公共圏はそれだけで自律して存在することを目指すべきでなく、個々の課題に応じて、他の公共圏（介護や育児事業、

NPO・NGO、産直ネットワーク、協同組合、ワーカーズ・コレクティブ等々）や他のメディア表現活動（アクセス・テレビやコミュニティ・ラジオ、ビデオ・ジャーナリストやオンライン・ジャーナリスト等々）との共同が必要だが、ここでは現在考えられるスポーツ公共圏独自の課題を考えてみよう。

#### ① スポーツ公共圏の制度的思考

スポーツ公共圏の制度的中核がメディア・スポーツであるとすれば、(1)メディア・スポーツ生産者にとっての「表現の自由」の権利と、(2)メディア・スポーツの消費者にとっての「観る権利」が制度的に保障されることが考えられねばならない。

##### (1) メディア生産者の「表現の自由」

放送メディアに関わるメディア生産者にとっては日本の電波・放送法における国家主義が先ず問題である。次のメディア論的实践とも関連するが、アメリカのパブリック・アクセス運動や(旧西)ドイツの多元主義モデルにみられるように、放送の規制主体が地方自治体におかれ、非国家的な委員会によって規制されることが(メディア・スポーツの生産者にとっても)「表現の自由」の第一歩である。

花田の言うように、「新たな規制原理にもとづく非国家的な規制機関」によってメディア・スポーツへの規制が検討されることが必要である。

##### (2) メディア消費者の「観る権利」

原理的に考えれば、全ての市民は全てのスポーツ情報にアクセスできる権利があり、必然的に全てのスポーツ・ゲームを観る権利がある。しかし、今日ではどのスポーツ・ゲームを観るかは、放送メディアの決定に依存しており、メディア消費者はきわめて限られた選択しかできない。メディア・コングロマリットによるメディア・スポーツの変容の中で、今日持っている「観る権利」がさらに侵害されることが消費者にとっては大きな問題となる。

以前指摘したように（鬼丸、1999）、早川はメディアやスポンサーとスポーツ関係組織の密約的な関係に「公開性」を持ち込み、「スポーツ関係者・メディア・スポンサー・観戦・視聴者からなる「メディア・スポーツ検討委員会」のような組織や機関」を設けることを提起した。メディア・コングロマリットに対する規制を討議する（スポーツ公共圏を背景とした）機関の必要性はますます高まってきており、それに「観戦・視聴者」が加わることはきわめて重要である。

## ② スポーツ公共圏におけるメディア論的实践

筆者は、カルチュラル・スタディーズの「受け手」研究の検討の中で、「受け手」の批判性のみを強調するのでは一面的で、市民の「送り手」としての側面も見ることがあることを指摘したが（鬼丸、1996）、これは上で紹介したオルタナティブなメディア活動（とりわけ映像メディアを用いた活動）に学ぶことによって実現の可能性を見出す必要があろう。無論、①の（1）の課題とも重なるが、放送メディアの国家主義・中央集権主義という性格の強い日本では、実現可能性は厳しい状況にある。しかし、通信衛星放送や地上波のデジタル化がもたらす多チャンネル化によって経営的に追い込まれるCATVや地上波ローカル局においては、市民のチャンネルが現実化する可能性があり、そこから日本の放送の体質を変える可能性も出てくる。

その際、スポーツに関心を持つ映像作家、ビデオ・ジャーナリスト、メディア・スポーツの生産者との連携は重要であり、スポーツの「ドキュメンタリー／ルポルタージュ」作成や「スポーツ・ニュース」「スポーツ中継」「スポーツ映像記録」作成に関わる活動に対する支援と交流（ジャーナリストによるものであれ、市民によるものであれ）は、オルタナティブなメディア・スポーツを構想する際に、必要不可欠である。

ここでは市民の映像教育活動の必要性も生まれてくる。市民の手によるメディア・スポーツ作成

活動の重要性、そして更に学校教育の中での映像教育・メディア教育におけるメディア・スポーツ作成活動の重要性はますます増してくると思われる。

## ③ スポーツ公共圏のグローバリゼーション

基本的に公共圏が「国家」に対抗するものとして発生したことを考えると、世界国家の存在しない現在、グローバルな公共圏を構想することは観念的に思えるかもしれないが、グローバル経済が現実に強大なシステムとして現存している限り、それに対抗する社会的空間を構想することは現実的な課題となるはずである。

そこで我々の構想する「グローバルなスポーツ公共圏」では、当面メディア・コングロマリットに対する法的・制度的規制が先ず、大きな課題となる。そう考えると、現実にメディア・コングロマリットに対抗した活動、例えば97年2月にEUが有料テレビによる国民的イベントのテレビ中継の排他的独占に制限を加える方針を明らかにしたり、あるいは同じく97年2月にスペイン政府が「サッカーの好カードをテレビで観戦するのは国民の基本的権利である」として、有料テレビで行うことを制限する法案を議会に提出したりしている（広瀬、1997、36頁）活動が、有力な先行活動として評価されねばならない。グローバルなスポーツ公共圏とは、このような各国や各地域で行われているメディア・コングロマリットに対する規制を、グローバルなレベルで討議する場となるはずである。

そう考えると、この公共圏においては、国の行政・立法・司法関係者（あるいはそれに影響力を行使しうる市民）が議論に加わる必要が生じてくる。グローバルなスポーツ公共圏における制度化を考える場合、それは不可欠に思える（それをまだ「公共圏」と呼びうるかは検討の余地がある）。

スポーツに対する国家の介入を否定する論者は少なくないし、グローバリゼーションの進展とともに、国家の機能は後退するとみる論者は左右に

関わらず多い。しかし、サッセンは次のようにその一面性を批判する。

第一に、経済的グローバリゼーションは、一部の省庁を弱体化させながら、財務省のような国際的金融機能と結びついた省庁を強化してきた。国家の無力化という議論ではこれらの事実を看過してしまう。

第二に、国民国家のある構成要素がグローバル経済の装置と統治に関与する限り、市民には、グローバル経済に対して権力を行使する可能性が存在する。

そして新たなトランスナショナルの政治学の出発点は、国際的人権体制の新たな規範性にあり、グローバル経済に対抗するためには国家がいくつかの新しい規範秩序を履行するための有効な制度となるような、そういう交渉の全体像を探し求めることが必要である(サッセン、1999(1996)、13・4頁)。

こうして、グローバル経済の中で国家が新たな「進歩的」役割を果たす可能性を示唆している。

内海は「新福祉国家」の構想の際、多国籍企業の民主的規制なくして福祉国家の新たな形態の実現はありえない、「一国福祉国家」は限界があるとして、福祉政策のグローバル化の必然性を説いている(内海、1999)が、グローバルな公共圏が現実の力を持ち得るためには、国家が何らかの形で共同して参加することは不可欠に思える。

メディア・コングロマリットに対抗するグローバルなスポーツ公共圏の形成は、グローバルなスポーツ関連組織の「公共化」の進展に大きな影響を与えるだろう。スポーツ施設の建設、選手の育成、イベントの開催は今日ますます、国家の行政的・財政的援助なしには実現できなくなっており、スポーツの公共性は明らかになってきている。その成果を、1 特殊法人や1 企業が独占することへの抵抗は高まるだろう。その時、スポーツ関連組織は自らの「公共性」をいかに証明するか問われてくるだろう。その公共性を国家の公共性でなく、

市民の公共性に転化していくことがこれからの課題となってくる。

この時、今日のNPO・NGO活動が参考とされるべきであるが、この問題については稿を改めて論じたい。

#### 4. これからの課題

実践的には、グローバルなスポーツ公共圏の形成、とりわけメディア・スポーツ生産者、映像系のスポーツ・ジャーナリスト、市民のメディア活動家との連帯を進めることが課題であるが、理論的な課題としては、先ず「公共圏」「公共性」「メディア」の分野と「グローバリゼーション」の分野における内外の先行研究を検討する作業、次にメディア・スポーツ分野における、(1)「グローバル経済」と「メディア・コングロマリット」と「メディア・スポーツ」の関係の分析、(2)日本のメディア・スポーツの法的・制度的諸問題の分析、(3)世界のスポーツ・ジャーナリスト(スポーツ批評家)、スポーツに関する映像作家、メディア・スポーツ生産者らによるメディア論的実践の言説・映像分析、(4)地域の「スポーツ公共圏」とメディアの「スポーツ公共圏」の現実的關係の分析、という作業がある。

そして同時に公共圏概念による体育科教育と体育原理の見直し、そして「イデオロギー論→ヘゲモニー論→公共圏論」という観点からのスポーツ社会学の学説史の見直し、スポーツ史学における「スポーツ公共圏」の歴史の探究(例えば「労働者スポーツ運動」は対抗的スポーツ公共圏と見なしうるか、あるいは日本における「勸進興行」は公共圏と見なしうるか等々)という理論的課題も必要とされる。もちろんこれらは筆者の能力をはるかに超える課題なので、何らかの集団的作業が要請されよう。

<参考文献>

- アイヒベルク,H.(1997) 『身体文化のイメージーション』(清水諭訳) 新評論。
- ハーバーマス,J.(1994(1990)) 『[第2版] 公共性の構造転換』(細谷貞雄・山田正行訳) 未来社。
- 花田達朗(1996) 『公共圏としての社会空間』 木鐸社。
- 花田達朗(1999) 『メディアと公共圏のポリテイクス』 東京大学出版会。
- 早川武彦(1998) 「国際メディア戦略としてのスポーツ・ビジネス:メディア・スポーツ」 『研究年報1998』
- 広瀬一郎(1997) 『メディアスポーツ』 読売新聞社。
- 水越伸(1999) 『デジタル・メディア社会』 岩波書店。
- 鬼丸正明(1996) 「メディア論の現状とスポーツ理論の課題」 『研究年報1996』
- 鬼丸正明(1999) 「スポーツ公共圏とスポーツ批評」 『現代スポーツ評論』 第1号。
- サッセン,S.(1999(1996)) 『グローバリゼーションの時代』(伊豫谷登士翁訳) 平凡社。
- 鈴木みどり(1997) 『メディア・リテラシーを学ぶ人のために』 世界思想社。
- 内海和雄(1999) 「イギリス福祉国家とスポーツ・フォー・オール政策」 『研究年報1999』
- Whannel,G.(1992) Fields in Vision:Television Sport and Cultural Transformation. Routledge.